

第1回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会
会議録（要旨）

1 日時	令和6年11月15日（金）午後7時～午後8時30分
2 会場	教育センター3階 大研修室
3 出席委員 ※ 敬称略	北田 真理（委員長）、山下 敏雅（副委員長） 武本 明日香、松原 拓郎、山本 真実 以上5名
4 行政出席者 （事務局）	市長 河村 孝 教育長 松永 透 子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 児童青少年課長 梶田 秀和 子ども育成課長 萩原 潤一 保育支援課長 池沢 美栄 子育て支援課長 嶋末 和代 包括支援担当課長 小島 美保 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 和田 麻子 西多世代交流センター担当課長 荻野 るみ 企画部DX推進担当部長 丸山 真明 教育部調整担当部長 齊藤 真 指導課長 福島 健明 指導課教育支援担当課長 星野 正人 子ども家庭課 鳶根 毅晴、加藤 太一、山岸 愛子、高橋 陽子、 巻田 圭祐
5 議題	(1) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例及び人権を尊重するまち三鷹条例について (2) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例制定に向けたスケジュールについて (3) 「みんなの声をきかせて～子どもの権利について考えるワークショップ～」について (4) その他
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	3人

- 1 開会（午後7時）
- 2 委嘱状交付 省略
- 3 委員紹介及び委員長・副委員長選出 省略
- 4 市長挨拶 省略
- 5 検討協議事項

(1) (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例及び人権を尊重するまち三鷹条例について
【子ども政策部長】、【企画部DX推進担当部長】より説明

(質疑応答)

【松原委員】 資料4を拝見しました。ありがとうございます。このようにたたき台的に作っていただけると大変助かります。事前に送っていただいて、今日も今ざっと見ただけですので、意見の漏れがあるかもしれませんが、全体として5点、今の段階で、ちょっと気になるなというところを中心にコメントだけ、端的にできればと思っています。

まず1点目ですけれども、子どもの最善の利益というところを言及していただいたのは、必須のことですし大前提かと思いますが、恐らくこれは北田先生の御専門でもあるんですが、子どもの権利条約というのは、子どもの最善の利益を単に考えるということではなくて、プライマリーに考える、最優先に考えるということが書かれているところですので、単に考えるということではなくて、その部分について、きちんと確認する必要があるのではないかということが1点、あります。

2点目ですけれども、今回検討するのは子どもの権利に関する条例ですので、子どもの責任に関する条例ではないというふうには考えています。そう考えると、この資料4の1ページ目の最後のところに他者の権利の尊重について書いてありますけれども、この部分については扱いに気をつけないと、子どもに責任を課するような形になりかねないなというところもあるので、そこについては慎重に検討を重ねていきたいというふうに思います。

3点目、裏に行きまして、子どもの意見表明権のところですが、こちら意見となっているのは、これは子どもの権利条約の政府訳が意見となっているところがあるのかと思います。ただ、これも北田先生の御専門で恐縮ですが、原文は必ずしも意見というふうに訳すべきものかというところについては、かなり議論があるところですので、豊島区の参考の資料を拝見したところ、「思い」というふうになっています。この部分というのは、このように狭く解されないように、子どもは固定した意見というものを持つというようなことだけではないので、その部分について子ども目線で考えるということが必要なのではないかなと思っています。

4点目は、その子どもの意見表明権の関連ですが、これも豊島区さんの条例のほうを拝見したところ、その前提としての情報の保障とか説明の保障というところが、入っています。こちら意見を、あえて今、意見と言いますけれども、意見を表明する前提として、そういったものが保障されるということも多分必要かと思しますので、これも子ども目線で、意見表明のためには何が必要なのか、それは安全、安心な環境ということも必要だと思いますけれども、そういったことも含めて、形式的に意見表明権がありますよということ言うだけではないようなものが必要になってくるのかなと思いました。

5点目です。その子どもが自分の権利主体だということを意識して安心して過ごすことができ、そこで生活して成長していくということのためには、安心するセーフティーが多分必要になると思うんですけれども、そこについては、恐らくその権利を守るためのまちづくりというところで規定されることになるかと思えます。

安心というところでは居場所づくりというふうになっていまして、私も居場所づくりなどに関わっていますけれども、居場所というたとえば、どうしても子ども食堂的なイメージに限定されてしまいますが、子どもはふだん生活している場所全てが居場所であるべきですので、そういう全体の生活の安心を守るといような広い意味での居場所という趣旨で広く考えていきたいなと感じました。これは恐らくそういう趣旨も含めて書いていることだと思いますけれども、念のため、読んだときの感想として述べたということでございます。

あとは、子どもの権利救済機関については必須だと思いますので、こちらのほうに入っているというところで、ぜひ積極的に検討していただくように考えています。以上でございます。

【北田委員長】 要点をさらに掘り下げていただきまして、ありがとうございます。

ほかの皆様、今の松原委員の発言に関連してでも結構ですし、そうでなくても結構ですし、いかがですか。では、山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 御説明ありがとうございました。大本の人権条例がまずあって、そこに子どもの権利条例をつくるという流れもすごいと思いながら伺っていました。

非常に楽しみで、今のところで、まず、ぜひ最初に伝えておきたいと思うのは、これは子どもたちのための条例なので、当の子どもたちが読んで分かる内容である必要があると思っています。子どもの権利条約の訳文は、弁護士の私が読んでも分かりづらいし、こども基本法も正直、子どもに向けてつくる気がないような表現が使われています。

また、子どもの権利のカタログ、例えば条約ですとユニセフが本当に分かりやすく表現していますが、あれを子どもたちに見せると、ああ、なるほどねというふうになりますし、豊島区の条例も子どもたちに見せると、ああ、なるほどねって分かる。ですので、当の子どもたちが、ああ、自分はこういう権利持っているんだと分かるような書きぶり、特にこの権利のカタログのところについてであったり、あとは最初の前文のところも、例え

ば豊島区の資料をつけていただいたんですけども、最初の前半の段落下がっている部分があると思うんですが、これは私がよく小学校で条例の授業を子どもたちにするんですけど、最後締めでここを読むと、子どもたちがすんなりと、ああ、なるほどねというように分かる。ですので、ぜひ読む子どもたち自身に伝わる内容で、かつ権利のカタログのところについても、そのようにしていただきたいと思うのが、まず1点です。

あともう一つは、自治体でつくる条例ですので、やはりこの三鷹の子どもたちが、ああ、なるほど、三鷹の大人たちがこういうふうに自分たちのことを思ってくれているんだと分かるような、そこの実は地域のつながりというところが大事だなというのを私、14年豊島区で委員をやっていると思うんですね。最初、豊島区の条例で動き始めたとき、この地域とのつながりを権利とって、どういうことなんだろうと思っていたんですけど、やっていけばやっていくほど、例えば児童館の中で伝統芸能の獅子舞をOBたちが子どもたちに伝え始めて、そこで地域の大人たちとつながりができたと。最初その児童館を造るときに、地域が不良の子どもたちが集まるんじゃないかと反対していたんですけど、逆にそうやって子どもたちの自主性を尊重すればするほど地域とつながって行って、ますます豊島区に誇り持っていったとか、何かそういう、三鷹ならではの、三鷹の地域の子どものつながりが今どうなっていて、これを今後ますますどうしていきたいんだろう、それを地域が子どもたちを使うというのではなくて、子どもたちが三鷹の子どもたちだというふうに主体的に思えるようにサポートできるのはどういうことだろうというような、そこの三鷹らしさをぜひ入れていければいいなというのが、まず最初に思った2点でございます。

【北田委員長】 山下委員、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。では、武本委員、お願いいたします。

【武本委員】 今この豊島区さんの権利の条例を拝見して、やはりこういう分かりやすい言葉って非常に大事だなと思いました。今おっしゃっていたように、子どもさんが読んで分かなければ、正直、意味がないのかな、ということと、親御さんにも分かるようにして、聞かれた時にちゃんと答えられるようにしてあげなくてはいけないかなと思いました。

私も一応、条例やそのような法律を読みますが、やはり弁護士さんと違って、とても悩みながら読んでいたりするので、分かりやすい条文だったらとてもうれしいなと思います。

さっき地域とのつながりとおっしゃっていましたが、三鷹にはいろいろな児童館や多世代交流センターなど、まさに多世代とうたっているものがあるので、何かそういうところでうまくつなげていけるようなものができたら、入れ込めたらいいかなと思いました。

【北田委員長】 武本委員、ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。

【山本委員】 子ども・子育て支援計画をつくるときに、権利の話はするんですけども、いつも悩むのが、親の権利と子どもの権利をどういうふうに整理するかというところを理解してもらうのが結構難しいんですよ。

これは国連もつくっているし、条約もできているし、本当に30年もたっているし、昔、30年前とはもう本当に違うぐらい、子どもの権利という言葉が浸透しているんです。でも、いざ、子どもの権利を保障してくださいねというと、親は子どもを大事に思っている、親が子育てをしている、親のその権利と子どもの権利をどういうふうに一般の人に理解してもらうかというのは、とてもまだ難しく、頭では分かるんだけど、やっぱり最終的には親が責任を持つべきじゃないのというような意見もまだ残っている中で、これを一般的にみんなに分かりやすく、そうだよなって分かってもらうのは、子どもにも難しいですけど、多分、一般の人にもまだ難しいのかなというのは、本当に今つくっていて、いつも思うことなんですね。だから、何かもう少しそういう点分かるように落ちていくような形でつくったほうがいいなというのが、率直な感想です。

ですから、この上位にある人権を尊重するまち三鷹条例というものが、もうちょっと浸透すれば——まだ始まったばかりで浸透していないと思うので、浸透すれば、それぞれの三鷹市民の中で、こういった方たちが持っている一人一人のいわゆる人権を、いろんな角度から保障するんだなということがすっと落ちると思うので、まだそこがきっちり落ちていない状態のまま、子どもの条例をつくるということで、どうやってつくったら一番いいのかというのが、ちょっと悩むところです。

親について、他の条例などではどのように書いているのかと、豊島区を含めて見ていくと、やはり保護者は一義的責任者として養育を支援しなければならないというようなところが書かれており、その一義的責任者という理解をどのように取るか、プライオリティーというのがどのくらい分かるものかということなどが、いつも悩むんですね。それは法律用語ですので、もう少し何か分かりやすく、やはり親は子どもを大切に思っている、でも社会も子どもを大切に思っている、やはり子どもが一番大切にされているんだよということがみんなに分かるような形にしたいというのが、私の一番の思いです。

あと、この権利オンブズマンを入れるのはいいなと、入れてほしいなと思います。例えば調布とか、少し昔につくられた条例には入っていないですが、こういう時代の流れの中で必要となってくる権利擁護委員、救済機関はやはり必要かと思います。それと、子どもが言ってもいいんだ、言っても侵害されないんだという保障、それは絶対に入れないと駄目かなと思います。

先ほどのお話にもありましたが、意見というのは、オピニオンではなく思いやビューという感じで取るほうがいいという点は、みんな合意されていると思いますので、三鷹でも言語化されない意見も含めて受け止めるというようにしていきたいと思っています。

【北田委員長】 山本委員、ありがとうございます。

ほかにかがでしよう。委員の皆様からの意見を聞いて、御発言ございませんか。

私のほうからは、私の研究テーマとかにも絡めて御発言くださり、御配慮いただき、ありがとうございます。

この子どもの最善の利益がプライマリー・コンシダレーションというふうに条約に書いてあるんですけども、これはシチュエーションによって、プライマリーの意味が、例えば国際条約の国の間とかですと、国の利益のほうが優先してしまって、子どもの利益が下がってしまうんですね。それが平気で行われるような状況があります。

あと先ほどの国や自治体などの公権力と、親と子ども、さらには親も父親と母親とあるわけですけど、この関係性をどう捉えていくのかというのは本当に大問題で、それが児童虐待の側面や養育費の支払いの側面など、いろんなシチュエーション、側面で変わってくるというところがあります。いずれにせよ、条約で定める子どもの最善の利益というのが一番重要で、条約だとプライマリーを主とか、主たると訳されたりしますが、これを国内の家族法の視点では、よく至高のと訳されます。これを一番最高のものという意味のプライマリー・コンシダレーションのプライマリーを、主ではなくて至高の最善の利益というふうに捉えて、国内の家族法では運用を行っており、家庭裁判所もそのように動いています。

この点は、実はその条約の中でも解釈の部分があるところで、いろんな条約によっては、そのプライマリーの解釈が至高ではないというふうに言ったり、あと、この最善の利益というところが、条例というのは一般的な子どもの利益になるように定めるんですけども、一般的な子どもの利益として定めたことが、実は、そのいろいろな紛争の中の個々の子どもたちの具体的な利益にかなわない部分があったりします。

ですから、子どもの最善の利益を検討する場合に、一般的な、ジェネラルな、この最善の利益と、個々の子どもの最善の利益というのを常に意識してつくっていくことが重要だという点が、よく言われている内容です。これは主にイギリスとか、ヨーロッパ人権裁判所での議論でして、アメリカの議論ではそうっていないのですが、私としては、子どもの人権に関しては、より細かく見ているヨーロッパ系の議論のほうが非常に参考になると思っていて、解釈などの意見をしていきたいと思っています。

それからオピニオン、ビューという意見ですが、日本の裁判所は、子どもの意見というのは、ある一定の年齢になっていて判断能力があるとされる子どもの意見を取り入れています。そうではない、例えば6歳、7歳、8歳、9歳、10歳とかの小さな子どもたちの意見は、親に影響された意見として全体の考慮の中で結構はじかれてしまうということが、司法の中では行われています。

これが一方でヨーロッパ、特に例えばドイツですと、裁判官が4歳、5歳の子どもに、熊ちゃんのぬいぐるみを持って、どうかなあとか言いながら直接聞き取りをしたりするという、全く日本と違う感覚で行われています。日本だと、このオピニオン、ビューとか、インテンションという言葉も使いますが、大人から見て子どもの言ったことで合理的だと思われないものを却下しています。ですが、その合理性がないような、意見にもならないような、子どものフィーリングみたいなものをどう取っていくのかというところが非常に

課題で、日本の司法の中では、よく言われるお話です。

あと、ヨーロッパで言われる議論としては、子どもの思いやビューの評価の仕方についてです。子どもの意見は聞くけれども、大人の視点から子どもの意見を見るというようになっているのが、これまでのいろんな世界的な在り方であり、とても難しいことですが、子どもの言ったことを子どもの視点から見る、子どもだったらどう思うかという視点から評価することができていないというのが、司法の現場、判例の中などでよく言われるところなんです。ですので、子どもの意見の評価の視点を子ども目線で考えるようにすると、より広く子どもの意見、フィーリングやビューを捉えることができるというような議論がなされているということもお伝えしておきたいと思います。

あとは、聞き取った子どもの意見を公表することもそうですが、どのように我々のほうで取りまとめ、どう生かすのかというところは相当、具体例として細かく検討していく必要があるだろうと思いました。

これが委員の皆さんからの意見に関しての私のコメントです。あと、各自治体の条例に入っている項目を見たところ、例えば武蔵野市では暴力、虐待及び体罰の防止や子どもの貧困などいろいろと入っており、三鷹市ではどこまで入れ込んでいくのか、すみ分けが難しいと思いました。全てを全部網羅するという話ではないでしょうし、既にある条例に関しては生かしていくわけで、そこと重なり合っている部分の配慮がとても必要であり、枠といいますか、扱う内容に関しては、より精査する必要があると感じました。

私からは以上です。ほか、いかがでしょうか。

【山下副委員長】 山本委員や北田委員の発言聞きながら、なるほどと思って聞いたのが、まず大人の側のことをどう書くかというのは確かにそのとおりでと思いました。例えば私、過労死事件も多く取り扱っていて、学校の先生の過労死・過労自殺事件を多く担当したり、あるいは保護者対応に疲弊している先生方のバックアップもしているんですが、学校に出かけて行って子どもの人権について先生に研修をすると、当の先生自身が、自分たちの人権が守られていないとはっきり分かって、自分たちが実感していないのに、どうしてそれを子どもたちに伝えられるんだろうという意識を持たれる先生方も多いです。また、例えば親御さんが、虐待までいかずとも不適切養育をしてしまう、その背景には、仕事が忙しくて疲弊しているとか、家庭内でDVを受けているとか、親側も人権を守られていないから、子どもの人権といってもすんなり入ってこないというところがあるんだと思うんです。

それをこの条例の中で、どこまで入れるか、というのは結構難しいところがあって、子どもの権利を守りましょう、それが大人たちの役割、大人の責任ですよ、と言っても、実際個々の、例えば権利救済で権利擁護委員が動くときには、やはりそういう先生の思い、先生の権利保障や、親の思い、親の権利保障というのも受け止めながら、でも子どもが主人公で、子どもがどう思っているか、どうしたいかというところから、子どもを思っているからこそ、みんなで考えましょうというように、そこの現場の中で理解をしていただい

たり、あるいはその研修の中で、条例でこういうふうになっているのは子どもに対する権利保障だけ、大人だって守らなければいけないからこそ、子どもに伝えたいですよねというところを、研修や啓発などで行っていく必要があると思います。

そこから北田委員の話につながるんですが、三鷹市の子どもに関する施策をこれからチェックしていくときに、この権利条例が反映されているかというのを、きっと見ていくんだと思うんです。何か急にドラスチックに新しいことするのではなく、もう既にいろんな子どもに関する施策が行われていると思いますので、これらを、例えば少子化対策とか家庭支援という形で見ていたのを、子どもの権利という視点から、もう一回見直すといいますか、同じ施策なんですけど、親を支える施策について、子どもが主人公で、子どもの権利保障になっているかというように、もう一回、角度を変えて見ていく。このようなときに役立つ条例であり、全部つながっていくということです。

ですので、条例の書きぶりをどのようにしていくか、ほかの自治体は、親や大人の支援も含めて自治体で行うとはっきり書いているところもありますが、あってもなくても結局やっていくことは同じで、つくる際に、あるいはつくった後、実際に条例を回していくときに、市の皆さんがそこを意識していける、権利擁護委員とか最終的には市民の方々、子どもたちがそこを意識できるような、そういう書きぶりになるといいと思っています。

【北田委員長】 ありがとうございます。そうですね。同じ重なる部分も含め、どう子どもの視点からまとめるか、本当に難しいですね。注意していきたいと思います。

(2) (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例制定に向けたスケジュールについて

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 より説明

(質疑応答) 質問なし

(3) 「みんなの声をきかせて～子どもの権利について考えるワークショップ～」について

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 より説明

(質疑応答)

【山本委員】 これは、参加者をどのように集めたんですか。どのくらい、どういう子どもが来たんでしょうか。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 まず、市内で各エリア、子どもたちの人口の比率、それから男女の比率等を勘案した上で、無作為抽出という形で、まず2,000人抽出し、その2,000人の子どもたちと保護者の方宛てに文書、御案内を送付しまし

て、御賛同いただける方はぜひ御応募くださいというような形で応募をしていただいたところでございます。

結果、2,000人に送付しまして、小学生については合計124人から応募があり、中学生から18歳までの方については、合計で55人の方の応募があったところです。合計で40人定員のところ、想定より本当にたくさんの方に御応募いただきましたので、抽選という形で選ばせていただいたところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。何か学校とかを通じて募集したかなと思ったんですが、よかったです。

【北田委員長】 私、自分の子どもが中学2年生で、これまでこういった何か子どもの意見を聞く系のお便りをたくさんもらってきていたんですけど、この自分の研究テーマでありながらも、行こうと思ったことがなく、小学生で124人、どういのお子さんが来るのだろうと、興味深いなと思います。

ほか、御意見いかがですか。じゃあ、山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 私も今、120人応募があったのはすばらしいことだと思っていて、抽選により20人で進めるということですけど、もったいないなと思いました。せっかく関心を持ってくださっているお子さんたちと何かつながれないかなという思いがありますのと、私も別の自治体で、この権利条例をつくる前のワークショップを実際に子どもたちとやって、なるほど、子どもたち自身からこういう意見が出るんだなと私自身も参考になったんですけど、子どもたちから意見を聞くだけではなくて、その後のフィードバックも要りますので、そこは適宜、せっかく集まって考え出してくださったお子さんたちに何らかの形でフィードバックをしたいなというように思います。

【北田委員長】 これは私から質問なんですけど、そのフィードバックはどのように、どなたが対応するんでしょうか。大人側の参加者というのは、どのメンバーになるんでしょうか。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 当日は、小さいお子さんですと恐らく保護者の方が送ってきてくださると思うんですが、会場には保護者の方は入らずに、別室、待っていただくお部屋を御用意しております。場合によっては一度お帰りになって、また終わったときにお迎えに来られることもあるかと思いますが、基本的には、子どもたちにプレッシャーをかけずに、本当に自分の伸び伸びとした意見を言えるような環境をつくるために、事務局以外の大人、保護者の方は入らないような設定にしております。

それぞれ5人のグループには、比較的若いファシリテーターを、これは市の職員ではなく事業者に委託をしておりますが、若い学生ぐらいの人たちが入ると思いますけれども、

ファシリテーターに入っていて、意見がなかなか出にくい子どもたちに意見を促す役割を担っていただくように考えています。

【北田委員長】 ありがとうございます。まず「子どもの権利ってなんだろう？」という講義をやって、「私たちの権利～守られている権利、守ってほしい権利～」、「子どもにやさしいまちづくり」、この2点についてグループワークしていくということですね。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 はい。

【北田委員長】 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。どうぞ、山下委員。

【山下副委員長】 せっかく親御さんも来るのであれば、部屋は別でもいいんですけど、せっかく来てくださった大人の側に何か、こちらから情報提供だったり、逆に送り迎えされている親御さんが子どもの権利についてどのように思っているか。お子さんがこれに来るということは、それなりに意識の高い御家庭だと思いますので、その親御さん自身がどう思っておられるか、あるいは、ほかの関心持っていない大多数の御家庭に、どういうことが地域としてできるだろうかというような御意見なども併せて聞けるといいかなと思います。

【北田委員長】 それは本当にそう思います。裏グループワークでもいいですけど、親版みたいなね。いろいろなお話が伺えるんじゃないかと思うんですが。ただ、何か御負担をかけることを私は言っているのは、よく分かっております。

ほか、いかがでしょうか。武本委員、お願いします。

【武本委員】 質問なんですけれども、さっきいろいろそういう人口の比率とかがあっておっしゃっていたと思うんですけども、参加者って、どこの地域が多いとか、この辺とか、そういう何か突出してあるとか、そういったことはあるんですか。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 まず2,000人を抽出するときに、偏りが出ないように、全てのエリアから出るように設定をして、それからあとは子どもの人口比で人数を割り振るような形で2,000人を抽出しています。応募いただいた方を抽選しましたけれども、結果、もともとの抽出がうまくいっていたので、結果もきれいに、欠ける地域なく、人数もおおむね、男女比も含めて、きれいに選ぶことができたのは、ちょっとほっとしているところです。もちろん私立に通うお子さんも入っています。

【北田委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。松原委員、お願いします。

【松原委員】 ありがとうございます。私も120人の応募があったということ自体が素晴らしいと思いますし、その保護者の方含めて様々な取組が、そういう発想が今後また出てくると、より深まっていくんだろうなというふうには感じました。

ちょっと教えていただきたいんですけども、これは、今回もうこれで抽出されて実施されると思うんですけども、最初にその抽出するときって、これは住基ベースでやったんですかね。あと先ほど、小学校低学年、高学年、中学生、高校生とおっしゃっていましたが、学校ルートとかそういう、例えば学籍がある子だけを抽出しているということではないという趣旨でよろしいですね。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 はい。住基から年齢で引っ張ってきています。

【松原委員】 ありがとうございます。細かいことをあまり言うと、よくないとは思いますが、我々、子どものことを考えるときに、例えば、私も子どもシェルターを行っていますが、高校に行っていない子もいるわけですね。子どもというときに分類を学校で分類してしまうというのは、結構そこバイアスが入ってしまうところもあるので、今後いろいろ考えるときも、そこは注意する必要があるということと、あともう一つ、さっき男女というお話もありましたけれども、そこもやはり気をつける必要があるところですね。やはり多様性とかも含めて考えていくときに、そういったところを、こちら側が意識をしつつ、実際の様々な制約の中で、どうやっていくかということ、少なくとも意識化して考えるということが必要かと思いました。

あと、恐らくこれ、最初の「子どもの権利ってなんだろう？」というところで、その権利というところについて狭く考えないような、そういうようなお話をさせていただくと、その後のグループワークでファシリテートがうまく進むと思うので、その講義とグループワークのそういう趣旨での連動というところが、多分これを成功させる鍵なのかなというふうに感じております。以上です。

【北田委員長】 ありがとうございます。権利という言葉を出すと硬くなりますね。その点どのような、何かどんなふうに表現していかうとか、考えていらっしゃいますでしょうか。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 講義のところでは、どうしても子どもの権利って何だろうというようなことで、かみ砕いて説明をしていくことになってしまいますけれども、子どもに意見をもらうときには、例えば自分の意見が大事にされるまちってどんなまちとか、あるいは好きなことができるとしたらどんなことをしたいかとかというような、割と自分の日常の生活の中で感じているようなことを、必ずしも権利というような意

識はなくとも出てくるようなふうにして聞いていきたいと思っているところです。

【北田委員長】 今のお話を伺っていて、どんなまちかと聞かれると、子どもは答えが難しいのではないかと思います。近いところから聞いていけるといいかと思います。

要は、子どもにとって一番自分が権利主張したいというか、権利ではないけど、思いを主張したいところって、一番近いのは親であり、その次が、学校の先生に物を言いたいのではないかと。ですので、まちと聞かれると、難しくなってしまうと思います。

大学のゼミ生との講義の中でも、ちょっと広く言うと、みんな、きょとんとしてしまうんですね。小さな子どもだと、さらにそうで、ファシリテーターが流れをつくるのは結構難しいと思いますが、何か近いところから、かみ砕いて聞いていけるような工夫をいただけるとよいかと思います。まさに自分が子どもだったらその質問に答えられるかという視点で、ぜひ流れをつくっていただければと思います。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 実は事業者も含め、私たちも一緒になって、どういうふうに言ったら子どもたちが自由に意見を言ってもらえるかと、かなり脳みそに汗をかきながら考えたところですが、今言っていたのは、なるほどというふうに感じましたので、再度、そこのところは工夫をするようにしてみたいと思います。ありがとうございます。

【北田委員長】 ありがとうございます。さらに細かく言っていいでしょうか。

家族ですとお父さんに言いたいこと、お母さんに言いたいことはあるでしょうし、兄弟に言いたいこともあると思います。その後、お友達や先生など、少しずつ広げる感じです。具体的などころから、そのような形がいいかと思います。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】 ありがとうございます。

【北田委員長】 ほか、いかがでしょうか、皆様。では、山下委員、お願いいたします。

【山下副委員長】 長期的な視野で考えていったときに、その条例が出来上がり、多分、普及啓発をどうしていくかということを検討していくと思います。私がどの自治体でも必ず言っているのが、大人が子どもに教えてあげるだけでなく、行く行くは子どもたち自身が、さらに次の下の子どもたちに伝えられていけるということもすごく大切だということです。例えば高校生、大学生ぐらいになったときに、自分の経験を自分の言葉で小学生、中学生に伝えられるというようにしていくことが、より子どもたちの主体性を育てていくし、より広がっていくことにつながります。まだ条例できる前、条例つくるためのワークショップですけれども、そこと連続しているんだという意識を、ぜひ子どもたちに分かってもらえるとうれしいなと思います。このときに参加してくださった40人が、行く行くは、

もう少し年重ねて、今度は教える側に回ってくれるような、そんな広がり期待しております。

【北田委員長】 山下委員、ありがとうございます。まさにそう思います。

例えばなんですが、大学で入学者を確保するためにオープンキャンパスというイベントをやりますけど、かつてのようにオープンキャンパスで教員や大学の事務職員が企画して高校生にアピールしていくと、全然、そのアピール度が低い。だけれども、それが大学1年生のに入ったばかりの学生、つまり一、二歳上のお姉さんたち、お兄さんたちが話すと全く違う形で情報が伝わっていくというのは、まさにそのとおりです。

ですから、最終的には学校の現場の中で、やはり子ども、上級生が下級生たちとグループワークをするような取組に流していくということなんだろうと、私も深く賛同いたします。意見でした。ありがとうございます。

ほか、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、委員の皆様がワークショップを見学されたい場合は、事前に事務局まで御連絡をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

(4) その他

次回の予定

第2回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和7年2月13日（木）午後6時30分～開催予定

6 閉会（午後8時30分）